

令和元年9月6日

沼津医師会会員 様

沼津医師会長
沼津市教育長
裾野市教育長
長泉町教育長
清水町教育長

インフルエンザによる出席停止手続きの変更について（依頼）

このことについて、県立学校が令和元年9月1日より手続きを変更するのを受け、令和元年12月1日から、児童生徒及び保護者の負担軽減を図るため、下記のとおり二市二町（沼津市、裾野市、長泉町、清水町）の各公立小学校、中学校及び沼津市立沼津高等学校において、インフルエンザの出席停止の手続きを変更します。

については、貴院に所定の様式を配布しますので、対応をお願いします。

記

1 変更点

従来の方法	変更後（二市二町共通）
インフルエンザ様症状発症 ↓ 医療機関受診・インフルエンザの診断 ↓ 保護者は学校で「出席停止通知書及び登校許可証」をもらう ↓ 発症後5日、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで自宅安静 ↓ 保護者とともに医療機関受診・医師が「登校許可証」を記入 ↓	インフルエンザ様症状発症 ↓ <div data-bbox="842 1328 1442 1532" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>医療機関受診・インフルエンザの診断。医師が「インフルエンザ罹患証明書」を記入。 ※用紙は予め配布したものをお使いください。</p></div> <p>※受診後、保護者は学校に受診結果を電話連絡する。</p> <p>↓</p> <p>発症後5日、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで自宅安静</p> <p>↓</p> <p>保護者が、発症日から「インフルエンザ経過報告書」を記入 ※検温結果を記入する。</p>

<p>「登校許可証」をもって登校</p>	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>登校する日の日付けと保護者の署名をした「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」を持って登校。 ※医療機関への再受診は不要です。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>児童生徒は、再登校後、職員室または保健室へ提出してから教室に入る。</p> <p>※上記期間中に「解熱しない、異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がない」など気になる症状があった場合は、再受診をするよう保護者に伝えてあります。</p>
----------------------	--

2 様式

別添を参照願います。こちらの様式は、各医療機関に設置していただくとともに、各学校のHPからもプリントアウトできるようにしてあります。

3 その他





- (1) 公立・私立幼稚園・保育園（所）については、従来どおり、回復後に用紙を持って再受診をしますので、「登園許可証」の発行をお願いします。
- (2) 二市二町以外の医療機関を受診する場合は、保護者が各学校のHPから「罹患証明書」の用紙をプリントアウトして持参します。
- (3) インフルエンザ以外の出席停止に関わる疾病については、従来どおりの対応です。
- (4) 二市二町管内の私立小中学校、高等学校の児童・生徒については、「罹患証明書」の発行をお願いします。学校によっては、学校名の入った独自の用紙を持参する場合がありますが、対応については同様をお願いします。
- (5) 他市町の園児・児童・生徒については、それぞれの学校や市町の様式を持参します。「登校（園）許可証」の発行をお願いする地区が多いですが、対応をお願いします。
- (6) 県立学校の児童・生徒については、9月1日より「罹患証明書」に移行をするそうです。11月30日まで県の用紙を使って発行をしてください。

担 当	電話番号
沼津市教育委員会学校教育課	(055) 934-4809
裾野市教育委員会学校教育課	(055) 995-1838
長泉町教育委員会教育推進課	(055) 989-5529
清水町教育委員会教育総務課	(055) 981-8221

インフルエンザの「罹患証明書」「登校許可証」の扱いについて

沼津市教育委員会
裾野市教育委員会
長泉町教育委員会
清水町教育委員会

1 インフルエンザの診断が出た場合

<p>・二市二町の公立小中学生と沼津市立沼津高等学校の生徒</p> 	<p>・二市二町の園児 ・沼津工業高等専門学校 の生徒</p> 	<p>・県立高校の生徒 ・県立特別支援学校の 児童・生徒</p> 	<p>① 二市二町以外の児童・生徒・園児 ② 二市二町管内の私立小中学校、高等学校の児童・生徒</p> 
<p>二市二町用の「罹患証明書」用紙を使って罹患証明を発行してください。</p>	<p>従来どおり、保護者が持参する「登園許可証」用紙を使って発行してください。</p>	<p>9月1日～11月30日までは県の様式を使って罹患証明を発行してください。12月1日からは二市二町用の用紙を使ってください。（県立の様式を使ってくださっても構いません。）</p>	<p>① 地区によって対応が異なりますが、従来どおりの「登校許可証」をお願いする地区が多いです。 ② 「罹患証明」に切り替える学校が多いです。用紙については、独自の用紙を持ってくる学校がありますが、それ以外は二市二町用の用紙を使ってください。</p>

2 留意点

- ・12月1日より、二市二町の公立小中学校の児童・生徒は、「罹患証明」に移行しますので、再受診は不要です。ただし、解熱しない、異常行動が見られる、咳、食欲低下、元気がないなどの症状がある場合は、医療機関を再受診するよう保護者に伝えてあります。対応をお願いいたします。
- ・県立学校の児童・生徒は、9月1日より「罹患証明書」に移行するそうです。再受診は不要です。
- ・インフルエンザ以外の感染症については、従来どおりの対応をお願いします。